

第 5 次
松川町環境基本計画
令和 7 年度～令和 10 年度
【骨子案】

令和 6 年 月
長野県松川町

目次

第1部 序論.....	○
第1章 計画策定の趣旨.....	○
第2章 計画の構成と期間.....	○
第3章 計画のあり方.....	○
第2部 環境基本計画.....	○
第1章 施策体系.....	○
第2章 環境基本計画(目標指数).....	○
基本目標 A 安全・安心な住みよいまちをつくる.....	○
基本目標 B 持続可能な社会をつくる.....	○
資料編.....	○
SDGsと基本施策との関係.....	○
用語解説.....	○
松川町環境保全条例.....	○
環境審議会委員名簿.....	○
諮問・答申.....	○
策定経過.....	○

第 1 部 序論

第1章 計画策定の趣旨

(計画の背景)

近年、各地で強い台風の増加、異常な猛暑、大規模な豪雨などの気候変動(異常気象)が生じています。これらは地球温暖化による気候変動の影響であり、温室効果ガスの排出や森林破壊が主な原因とされています。これらの変動は人命や財産に深刻な影響を与え、社会経済においても大きな損失をもたらしています。

最近の世界的な環境問題の課題として、海洋プラスチック問題や森林破壊、気候変動、エネルギー需要の増加に伴う化石燃料の使用や、温室効果ガスの排出が深刻な問題として挙げられます。こうした環境問題が増大すれば、海面上昇による沿岸地域への影響、生物多様性の喪失、食物連鎖の乱れなど、私たちの生活基盤に多大な影響を及ぼすほか、社会環境の維持発展に支障が生じることが懸念されます。

多様な課題を克服し、松川町の豊かで美しい自然と良好な生活環境を、未来を担う子どもたちの世代に引き継いでいくためには、国や地方自治体はもとより、町民や事業者といったあらゆる主体の参加を得ながら、環境への負荷の少ない持続可能な社会環境を構築する必要があります。また、松川町の地域資源を活かしたエネルギー事業を地域からつくるなど、温暖化対策を進めながら、地域内経済の循環と持続性を高めることも重要です。

この様な社会環境の変化により、平成31年に策定された「第4次松川町環境基本計画」を見直し、「第5次環境基本計画」を策定します。

表:松川町の気候(松川町気象観測サイトより、観測地点:松川町役場)

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
年平均気温	13.4℃	13.4℃	13.2℃	13.1℃	13.8℃
年最低気温 (観測日)	-7.7℃ (1月1日)	-7.3℃ (12月21日)	-7.4℃ (1月9日)	-9.2℃ (1月2日)	-10.0℃ (1月26日)
年最高気温 (観測日)	36.2℃ (8月13日)	37.8℃ (8月17日)	37.6℃ (8月5日)	37.4℃ (7月1日)	37.1℃ (8月12日)
35℃以上 猛暑日数	9日	15日	6日	11日	19日

(計画策定の趣旨)

環境基本計画とは、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定されるもので、当町の環境基本計画は、環境基本法第 7 条の「地方公共団体の責務」及び松川町環境保全条例第 7 条「環境基本計画」に基づき策定しています。

また、「第 6 次松川町総合計画」にある町の将来像やこれに向けた方針・取り組みと整合を図り達成するため、個別の分野について、より具体化する計画です。「第 6 次松川町総合計画」において、基本的指針となっている、町民の幸福度・暮らしやすさをわかりやすく可視化するための「ウェルビーイング(地域幸福度)指標」に併せて、国際社会共通目標である持続可能な社会の実現に向けて、SDGs(*)の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、具体的な施策や数値目標を定め、そのほか関連計画とも整合を図り、策定しています。

(*)SDGs(=Sustainable Development Goals)

2015 年 9 月に国連で採択された、17 のゴールと 169 のターゲットで構成された持続可能な開発目標のことです。誰一人取り残されない持続可能な社会をつくるための世界の物差しとして、経済・社会・環境の 3 つの側面からアプローチしています。目標の達成に向けて、自分ごととして考える視点や、総合的に取り組む視点が盛り込まれています。



目標達成に向けては、町民・事業者、行政機関などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、SDGsは

一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

本計画では、SDGsの視点を踏まえ、当町の美しく豊かな自然環境を次世代へ引き継ぎながら、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

第2章 計画の構成と期間

第1節 計画の構成

第5次松川町環境基本計画は、基本理念、基本目標、基本方針、施策大綱、基本施策の5つで構成されています。

■基本理念(まちづくりの将来像)

第6次松川町総合計画に掲げる基本理念「いっしょに育てよう一人ひとりが輝く笑顔あふれるまちまつかわ」をそのまま引き継ぎ、本計画の基本理念とします。

【解説】※第6次総合計画より抜粋

~~将来像には、松川町に暮らす全ての人や、これから松川町で暮らしを始めたいと考えている多くの人たちに、輝きと笑顔あふれる生活を営んでほしいという想いが込められています。~~

~~輝き方は人それぞれ違いがありますが、お互いを知り、価値観を認め合い、補い、支えあうことで、松川町に住む私たち皆が、この町に住むことを幸せに感じ、自分らしい輝きのある人生を送ることができると考えています。~~

~~自分のできることを自分で考え、家族や仲間、地域の皆といっしょに夢を描き行動した時に、町は育ちます。そうした主体的な取組が、先人たちから受け継がれた松川町の文化であり、その伝統は脈々と私たちに引き継がれています。~~

~~松川町に住む私たち一人ひとりが主役となり、いっしょに笑顔あふれる松川町を育てていきましょう。~~

■基本目標

基本理念を実現するために、施策別に2つ示したものです。

- 安全・安心な住みよいまちをつくる
- 持続可能な社会をつくる

■基本方針

基本方針は、施策別の小項目を示したものです。

■施策大綱

施策大綱は、4つの基本方針について分野ごとに示したものです。

■基本施策

基本施策は、施策大綱で示した施策について、具体的な取組を示したものです。

第 2 節 計画の期間

この計画は令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 か年を計画期間とし、4 年後の令和 10 年度には、第 7 次松川町総合計画策定に合わせて、新規計画の策定をします。ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとしします。

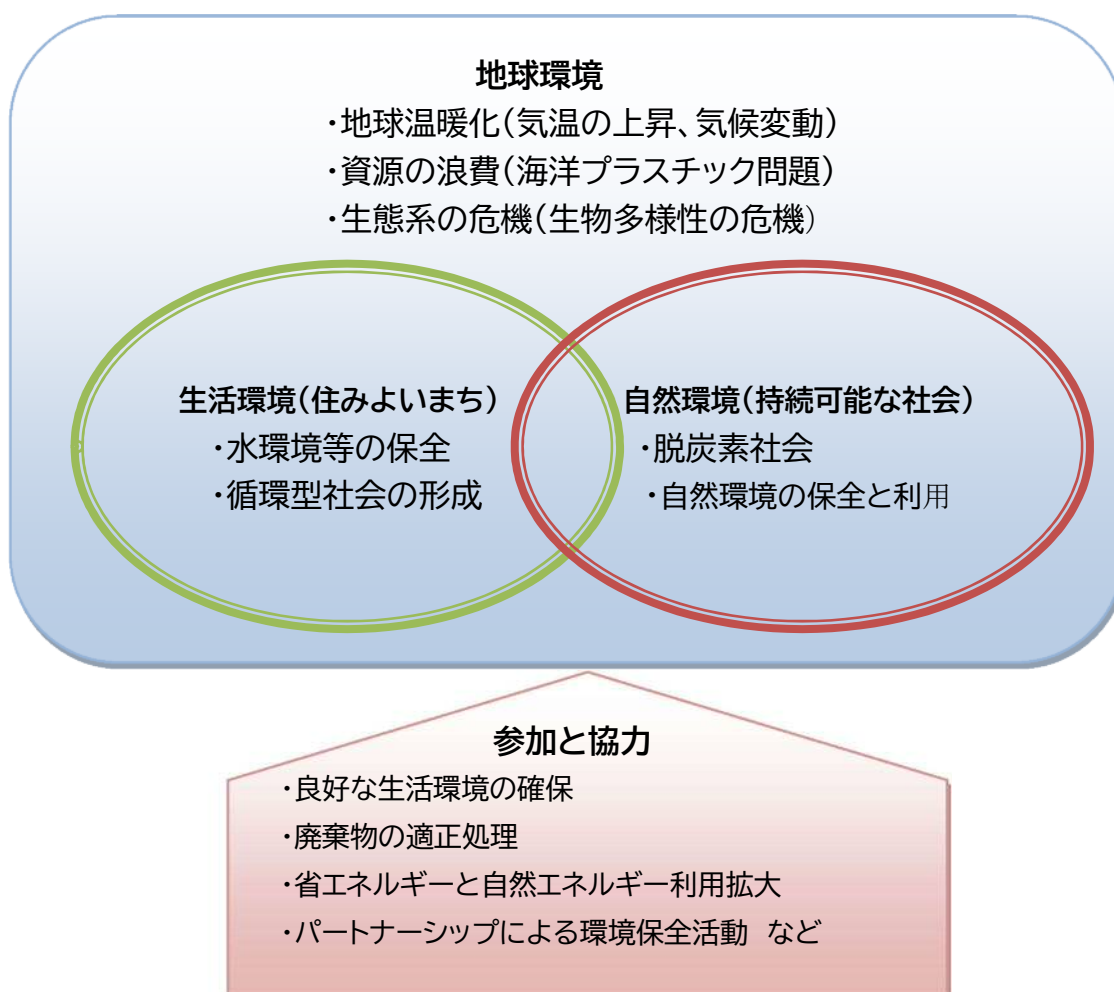
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画策定	第5次松川町環境基本計画(本計画)				
				次期計画 策定	次期計画

第3章 計画のあり方

第1節 対象地域及び環境の範囲

第5次松川町環境基本計画は、松川町全域を対象とし、自然環境・生活環境及びこれらを支える地球環境について、松川町の環境特性に応じた目標及び施策を策定します。

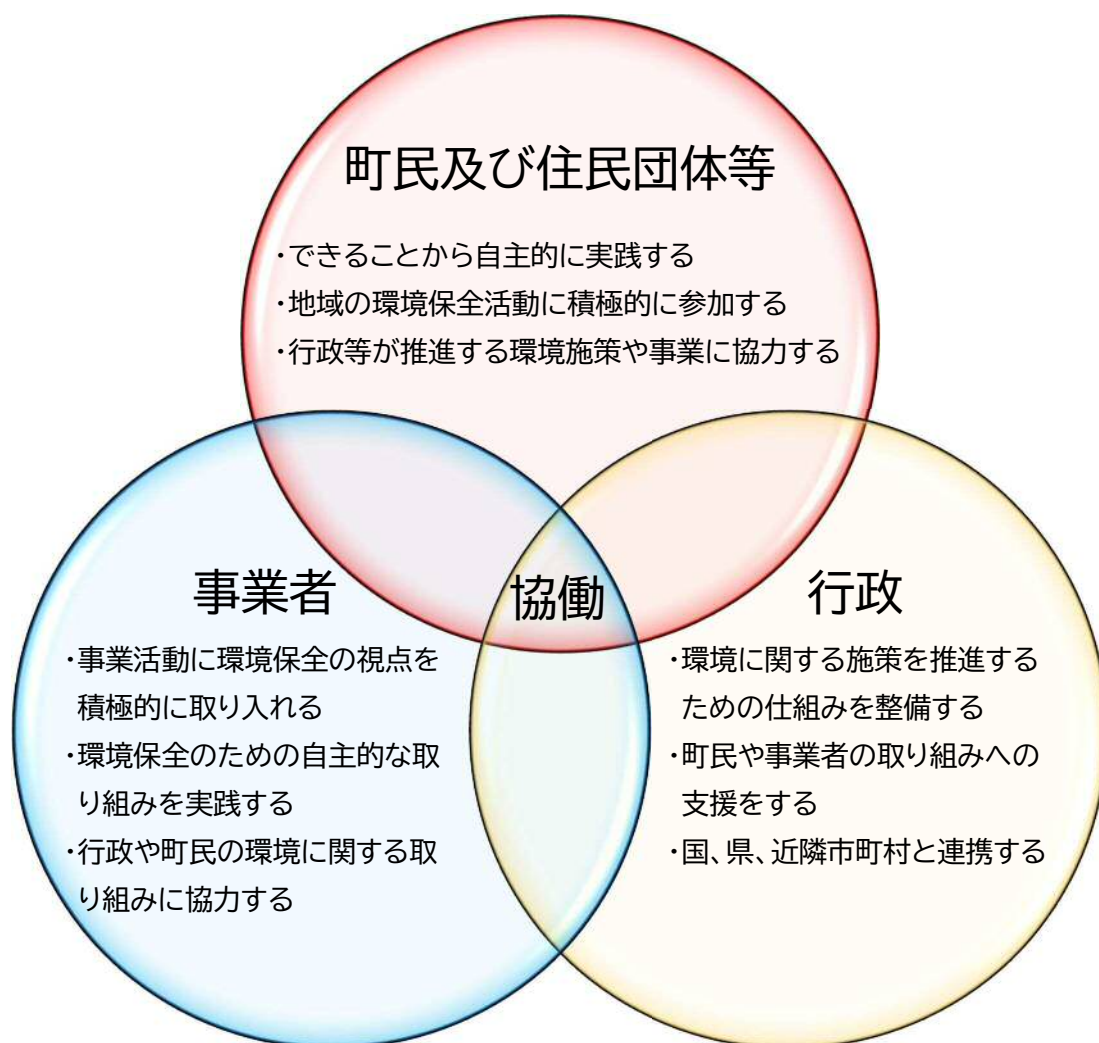
また、生活環境や自然環境の保全は町民、事業者、行政の積極的な取り組みが必要不可欠であることから、「参加」と「協力」の必要性が求められています。



第2節 計画の主体

環境問題を解決するためには、町民、事業者、行政それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に協働、連携していくことが大切です。

そこで、本計画の主体は、松川町の構成員（町民及びその他の住民団体等、事業者、行政）すべてを対象とします。

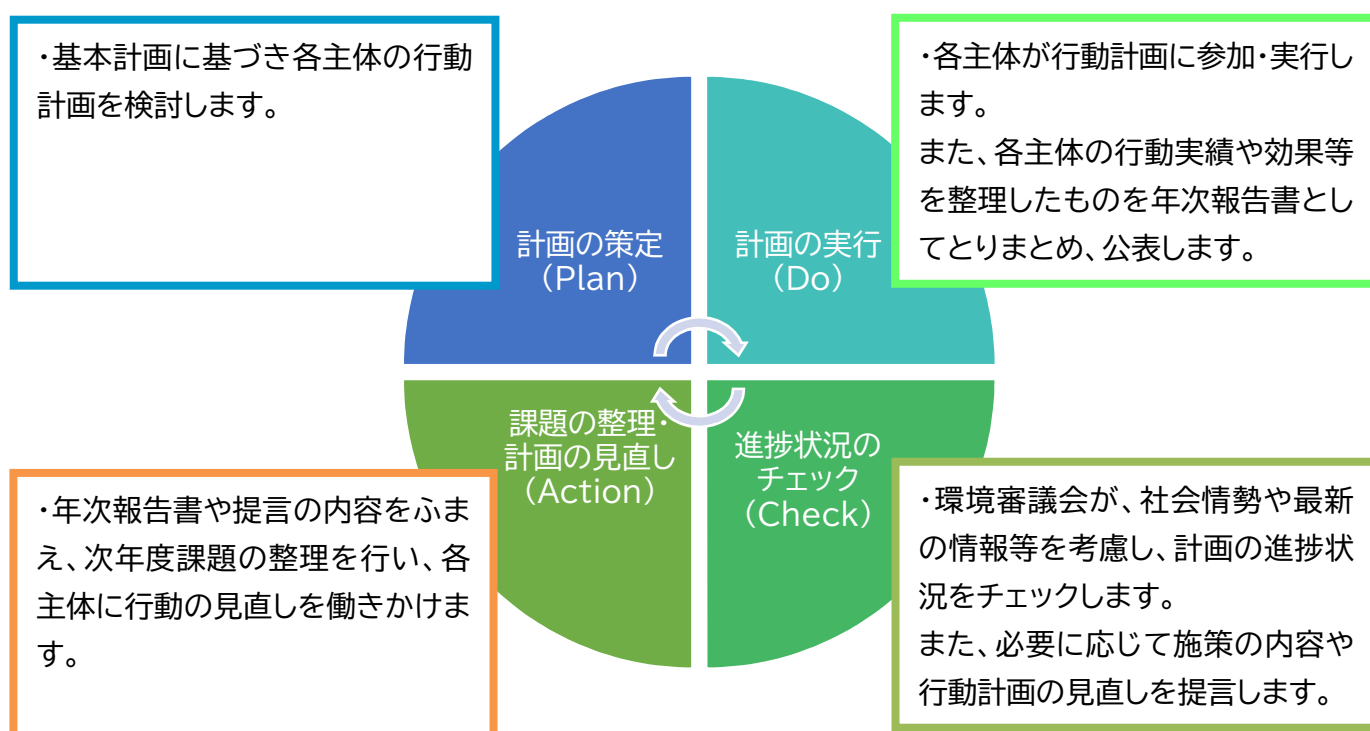


第3節 進行管理

松川町環境基本計画を実効性のある計画とするために、PDCA サイクルにより計画の進行管理を図ります。

計画期間中であっても松川町総合計画や一般廃棄物処理基本計画、食育推進計画、災害廃棄物処理計画を始めとした他の計画との関連、法律などの改正、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

(※PDCA サイクル…計画(Plan)・実行(Do)・チェック(Check)・見直し(Action)の工程を繰り返しながら計画を実行すること。)



第 2 部 環境基本計画

第1章 施策体系

本計画は、下図に示す通り、目指すべき基本理念(まちづくりの将来像)を実現するための段階的施策構成、すなわち2つの基本目標、4つの基本方針、4つの施策大綱そして、具体的計画項目である13の基本施策からなる体系として、整理できます。

なお、本計画では、すべての施策について記載するのではなく、重点事業のみ記載しています。

基本理念	基本目標	基本方針	施策大綱	基本施策
「いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」	A 安全・安心な住みよいまちをつくる	1 水環境等の保全	①良好な生活環境の確保	01_河川等の汚濁防止
		2 循環型社会の形成	②廃棄物の適正処理の推進	02_騒音・振動の防止
				03_災害に強い森林づくり
		3 脱炭素社会の構築	③省エネルギーと自然エネルギーの利用拡大	04_計画的なごみの収集
				05_3R運動の推進
		4 自然環境の保全と利用	④パートナーシップによる環境保全活動	06_不法投棄の撲滅
	B 持続可能な社会をつくる			
			07_地球温暖化の防止	
			08_自然エネルギーの活用	
			09_計画的な森林の整備	
			10_貴重な自然の保護	
			11_景観の保全	
		12_河川清掃活動の推進		
		13_ごみゼロ運動の推進		

第2章 環境基本計画(目標指標)

基本目標 A 安全・安心な住みよいまちをつくる

基本方針 1 水環境等の保全

施策大綱① 良好な生活環境の確保

資源を大量に消費し、廃棄する社会経済活動は、廃棄物の増加や自然環境への負荷増大へとつながり、環境へ悪影響を及ぼしています。

事業活動における公害の発生については、それぞれの責任分野においての取組により減少してきましたが、身近な生活環境等に関わる苦情は多種多様化しています。~~心ない者によるごみの不法投棄は後を絶たない状況で、飲食物の空容器などをみだりに捨てる、「ポイ捨て」は、依然としてなくなりません。~~

~~河川等への不法投棄による汚濁は、町民のみならず下流域の住民生活や水生生物の生態系に大きな影響を与えることになります。~~

~~海洋プラスチックごみの7割は陸域から発生するといわれている問題を意識し、~~

町民が安全・安心な住みよいまちづくりのため、現在抱える課題を明確化、および対策を検討し、環境汚染の防止に努めます。

01_河川等の汚濁防止

〈現状・課題〉

継続的に実施している河川の水質検査では、環境基準を満たす結果ではありませんが、一部箇所では高い数値の項目が確認されます。公民館青年学級水質班や、関係機関と情報共有を行い、対応策を検討する必要があります。

〈施策の方針〉

河川、農業用水等の水質保全のため、水質の監視と汚濁防止対策を行います。

〈目標指標〉

大腸菌数 (単位: CFU/100ml)

数 値: 実績値 (R5) → 目標値 (R10)

説 明: 特に値が高い河川を中心に対策を検討し、生活環境の保全に関する環境基準 300 以下を目指します。

主要事業	事業概要
------	------

◆水質検査結果の詳細な検証	・人や動物の排泄物の指標から用いられる、大腸菌 (水中に含まれる大腸菌及び大腸菌に類似する細菌) が高い箇所の原因を探し、対処します。また、河川へ油など異物が流出した際には、原因究明及び必要に応じて水質調査を行います。	
	担 当	住民税務課

02_騒音・振動の防止

〈現状・課題〉

騒音、振動の公害苦情については、法令整備や意識向上が減少傾向にあり、苦情内容も多種多様化しているため、発生原因の早期発見や啓発が必要です。

〈施策の方針〉

騒音、振動等被害の防止ため、調査及び対策を行います。

〈目標指標〉

苦情件数（単位：件）

数 値：実績値（R5） → 目標値（R10）

説 明：関係部署に通報（苦情）があった件数を指標とします。
（中央道に関するものは除く）

主要事業	事業概要	
◆原因究明と原因者への改善指導 ◆中央道環境対策協議会への要望	・被害等発生や苦情に対して、速やかに現地調査を行い、必要に応じて関係機関と連携のうえ、原因者へ改善指導を行います。 ・中央道沿線に関する騒音、振動の苦情については、現地確認、測定調査を行い、要望を取りまとめて、中央道沿線自治体で組織されている環境対策協議会へ要望します。	
	担 当	住民税務課

03_災害に強い森林づくり

〈現状・課題〉

林業従事者の減少、世代交代による、林業の生産性の悪化・管理放棄により、森林の適正管理や木材の安定供給に深刻な影響があり、森林の多面的な機能が低下しています。

〈施策の方針〉

災害に強い美しい森林整備を行うために、森林所有者に向けた森林経営計画への参入を促すとともに、森林経営計画内での施業を滞りなく実施します。また、管理できない森林、保全の必要性が高い区域については、森林環境譲与税を利用し、森林管理を実施します。

〈目標指標〉

民有林の森林経営未計画面積（単位：ha）

数 値：実績値（R5） → 目標値（R10）

説 明：全森林から策定済み箇所、机上所有、赤松森林を抜いた森林面積内。

主要事業	事業概要	
◆ 画的な森林施業の推進及び、森林経営管理制度により、経営管理を委託された森林の管理実施	・ 飯伊森林組合と経営計画の協議や見直しを実施のうえ、所有者への管理を依頼します。 ・ 地域協働による里山整備への支援を行います。 ・ 森林経営管理制度により、所有者への意向アンケートを実施します。	
	担 当	産業観光課

基本方針 2 循環型社会の形成

施策大綱 2 廃棄物の適正処理の推進

~~町民や事業者は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境に負荷を与える一方で、循環型社会の担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルや環境に配慮した事業活動に取り組む必要があります。~~

~~排出者は、使えるものは大事に長く使い、食べ残し等を減らして廃棄物等の発生抑制 (Reduce) に努め、再利用 (Reuse) や再生利用 (Recycle) できるものとごみを分別して排出することを徹底し、廃棄物の削減を図り、処理側は、住民への啓発などを行って3Rの推進を図り、ごみ排出量の削減に努めることが大切です。~~

~~松川町は、ごみの分別収集を積極的に実践し、ごみの減量化に努めてきました。その結果、ごみ排出量は徐々に減少してきましたが、ここ数年横ばいの状況にあります。~~

~~広域の稲葉クリーンセンターが稼働し、プラスチックも燃やせるようになりましたが、資源になるごみの混入が認められます。また、万一に備えて災害時の廃棄物処理計画を策定する必要があります。~~

~~町民や事業者の協力を得る中で、ごみの分別・リサイクルによる廃棄物の適正処理や「残さず食べよう！20・10 運動」の一層の推進を図ることで循環型社会の形成に取り組めます。~~

~~ついては、確実なごみの収集や処理を将来にわたり維持するため、町民や事業者の協力を得る中でごみの減量や不法投棄防止の啓発など適正な廃棄物の処理に努めます。~~

04_計画的なごみの収集

〈現状・課題〉

~~広報媒体を活用し、ごみの減量の呼びかけや排出されたごみの内容物などについても周知を行っている。子どもたちにもごみ減量の必要性を考えてもらうなど、引き続きごみ分別を徹底して行い、不適合物の混入を防止することで、ごみ排出量削減につなげます。~~

〈施策の方針〉

~~燃やすごみや資源ごみ、埋立ごみ等の収集・処理を計画的に実施します。また、燃やすごみの処理を効率的に行うため、南信州広域連合による焼却施設の運営に参画します。~~

〈目標指標〉

燃やすごみの排出量（単位：t）

数 値：実績値（R5） → 目標値（R10）

説 明：R5 実績値の 5%削減を指標とします。

主要事業	事業概要	
◆エコバスツアーの実施	・子どもや家族連れなど幅広い年齢層の方に参加しやすい内容で実施できるよう関係部署と連携を取り、幼少期からごみへ関心を持ってもらえるに組みます。	
	担 当	住民税務課

05_3R 運動の推進

〈現状・課題〉

プラスチック資源に係る分別方法の変更に伴い、資源化可能量拡大を目指していますが、ごみ排出量に占める燃やすごみ（生ごみ）が依然として多い現状であるため、一般家庭における食品ロス削減に取り組む必要があります。

〈施策の方針〉

ごみ発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再生利用（Recycle）、3つのRに取り組むことで、環境負荷の少ない社会の構築に努めます。

〈目標指標〉

町民1人あたりの1日のごみ排出量（単位：g）

数 値：実績値（R5） → 目標値（R10）

説 明：R5 実績値の 割削減を目標指標とします。

生ごみ処理機導入件数（単位：件）

数 値：実績値（R5） → 目標値（R10）

説 明：年間平均 件を目標指数とします。

主要事業	事業概要	
◆「残さず食べよう！20・10 運動」の推進	・一般家庭における食品ロス削減を意識してもらうため、様々な広報媒体による啓発を行う。	
	担 当	住民税務課

06_不法投棄の撲滅

〈現状・課題〉

各区会選出の環境調査員による現地調査や看板設置により啓発を行っていますが、飲食物の空き容器などをみだりに捨てる「ポイ捨て」は未だ後を絶ちません。

〈施策の方針〉

現地調査などの活動の継続に加えて、地域住民や事業者など協働した対策を検討します。

〈目標指標〉

不法投棄処理件数（単位：件）

数 値：実績値 **(R5)** → 目標値 **(R10)**

説 明：過去 10 年平均に施策による 割の減少 ~~=(△2割)~~ を見込みます。

主要事業	事業概要	
◆不法投棄パトロール ◆広報、監視カメラ及び看板設置による啓発	・不法投棄されにくい環境づくりの一環として、定期的に町内パトロールを実施します。 ・広報などで不法投棄の呼びかけを行うほか、重点箇所 に監視カメラ及び看板を設置します。	
	担 当	住民税務課

基本目標 B 持続可能な社会をつくる

基本方針 3 脱炭素社会の構築

施策大綱③ 省エネルギーと自然エネルギーの利用拡大

私たちの生活は多くのエネルギーを消費し、大量の温室効果ガスを排出しています。

現在、日本の二酸化炭素排出量の約 2 割は私たちの生活から排出されています。

このような、温室効果ガス排出を抑制するためには、再生可能エネルギーの普及だけでなく、エネルギー利用の効率化を進めながら無駄をなくす必要があります。これ以上環境問題を深刻化させないために、日常生活や事業活動を見直して、環境に配慮した行動と環境への負荷を低減する取組みを実践することが重要です。

松川町では、再生可能エネルギー固定買取制度を適用した太陽光発電事業を実施しており、特別会計余剰金を一般会計に繰出し、子育て支援施策へ充てています。

今後も、地域の資源である太陽、木質バイオマス等の自然エネルギーについて、地域の環境及び町民に配慮した利活用を進めるとともに脱炭素社会の構築を **目指します**。

07_地球温暖化の防止

〈現状・課題〉

地球温暖化などの環境問題に対しての関心が高まってきている一方、日常の生活や事業活動の中で環境問題に配慮した取組みが必要です。

〈施策の方針〉

町内及び公共施設からの二酸化炭素排出量の削減のため、エネルギーの節約や効率化を図ります。

〈目標指標〉

町の二酸化炭素排出量の削減（単位：t-CO₂/年）

数 値：実績値 **(R5)** → 目標値 **(R10)**

説 明：

公共施設の二酸化炭素排出量の削減（単位：t-CO₂/年）

数 値：実績値 **(R5)** → 目標値 **(R10)**

説 明：

主要事業	事業概要
------	------

◆地球温暖化防止に関する情報発信	・ワークショップなどを開催して、地球温暖化の原因や仕組みに関する情報を発信します。	
	担 当	住民税務課

08_自然エネルギーの活用

〈現状・課題〉

事業者による発電施設の設置については、町のガイドラインや長野県の条例に基づき、周辺の住民や環境などに配慮した設置をしています。

~~自然エネルギーを有効活用した設備設置補助制度が定着しているが、固定価格買取制度の契約が順次終了しているため、時代に合わせた制度を考える必要がある。~~

自然エネルギー活用については、新しいシステムなどの情報収集を行い、時代に合った適切な補助事業の構築を検討します。

〈施策の方針〉

脱炭素社会を目指す中で、再生可能エネルギーである自然エネルギーの有効利用のため、自然エネルギー利用システムの導入を推進します。

〈目標指標〉

住宅用太陽光発電・蓄電設備設置費補助金交付累計（単位：件）

数 値：実績値（R5） → 目標値（R10）

説 明：太陽光発電及び蓄電設備に係る補助金交付対象者の合算であり、年間平均 件を目標指数とします。

住宅用太陽熱温水器設置費補助金交付累計（単位：件）

数 値：実績値（R5） → 目標値（R10）

説 明：年間平均 件を目標指標とします。

森のエネルギー推進事業補助金交付累計（単位：件）

数 値：実績値（R5） → 目標値（R10）

説 明：年間平均 件を目標指標とします。

雨水貯留施設設置補助金交付累計（単位：件）

数 値：実績値（R5） → 目標値（R10）

説 明：年間平均 件を目標指標とします。

主要事業	事業概要
◆再生可能エネルギー	・町ガイドラインと県条例の併用について、運用方法の検

一発電設備の設置 に関するガイドライン の適正運用 ◆自然エネルギー活 用への支援	討を行い、適切に施設設置までつなげられるように地 域や事業者へ周知や説明を行います。 ・各種補助事業を有効活用してもらえるように広報等で地 周知、発信します。	
	担 当	住民税務課

09_計画的な森林の整備

〈現状・課題〉

地球環境に対する森林の効果、森林浴等による心身健康への期待が高まる中、お
よりの森が森林セラピー基地として認定され、地域住民による環境整備及び管理を
進めています。

〈施策の方針〉

地域内外の多くの人が訪れる、地域で育てる豊かな森林づくりを推進します。

〈目標指標〉

およりの森周辺一帯の整備面積（単位：ha）

数 値：実績値（R5） → 目標値（R10）

説 明：

主要事業	事業概要	
◆およりの森、清流 苑、旧青年の家、池 の平周辺を一帯とし た森林整備を実施 し、森林レクリエーシ ョン、森林学習、自 然学習の場として利 用	・町有林の経営計画を協議し、適正管理を実施。 ・地域協働による環境整備の実施します。 ・遊歩道整備など行い、訪れる人に優しい森づくりをしま す。	
	担 当	産業観光課

基本方針 4 自然環境の保全と利用

施策大綱④ パートナリーシップによる環境保全活動

環境保全活動は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組みであり、広い意味では、地球の温暖化防止にもつながる身近で幅広い取組みといえます。当町でも住民による河川清掃活動や貴重な植物の保護活動、**ごみゼロ運動**などに取り組んでいます。

また、建築物建設等で地域の景観を維持していくことが難しくなっており、地域固有の美しい景観の保全のため地域の自主的な取組、意識の醸成を図ることが必要です。

しかし、こうした活動は多くの町民や事業者の理解と参加が必要になるため、幅広い世代が、地域の活動に参加できるよう、パートナーシップによる環境保全活動への取組支援を行います。

10_貴重な自然の保全

〈現状・課題〉

町の天竜川河原には天然記念物「ツツザキヤマジノギク」が自生しています。未だ生態が解明されていない希少な花ですが、近年の大雨による出水で保護区が流れてしまったり、「オオキンケイギク」などの外来種の侵入・繁茂により個体数が年々減少しています。

〈施策の方針〉

天然記念物ツツザキヤマジノギクの保護活動を推進します。

〈目標指標〉

地域を知る講座等駆除活動・観察会参加者（単位：人）

数 値：実績値 **(R5)** → 目標値 **(R10)**

説 明：春の駆除活動・秋の観察会の参加者

主要事業	事業概要
◆ツツザキヤマジノギク 保護活動地域を知る 講座などの学習活動	・ツツザキヤマジノギク保全協議会とボランティアにより、 保全区域の保全活動を行います。 ・地域を知る講座として、多くの住民参加の学習活動と外 来種駆除活動を行います。 ・町のホームページや新聞報道等を活用し、多くの方に

	関心を持っていただくよう啓発を行います。	
	担 当	教育委員会 生涯学習課

11_景観の保全

〈現状・課題〉

建築物建設や看板等の設置により地域の景観を維持していくことが難しくなっており、看板等の乱立を防ぐために地域での合意形成が大切です。

〈施策の方針〉

地域の優れた景観の保全と周辺景観との調和を図るため、景観計画及び条例策定をします。

〈目標指標〉

景観計画の策定、景観条例の策定、屋外広告物要綱制定

数 値：

説 明：

主要事業	事業概要
◆ 景観計画策定屋外 広告物：県条例、規 則に基づく松川町屋 外広告物要綱策定	・地域固有の美しい景観の保全のため、地域の自主的な取組、意識の醸成を図ります。 ・本町の景観の魅力や景観育成に対する啓発活動を促進します。
	担 当 建設水道リニア対策課

12_河川清掃活動の推進

〈現状・課題〉

天竜川、片桐松川等、親しみある清流の水面が映える河川とするため、ごみ等を捨てない啓発が必要です。

〈施策の方針〉

河川や水辺の環境を保全 し、河川機能を維持するため、河川清掃活動を通して、環境維持と河川環境保全への啓発を行います。

〈目標指標〉

町内一斉河川清掃実施（単位：回）

数 値：実績値（R5） → 目標値（R10）

説 明：地域住民参加による清掃実施します。

主要事業	事業概要	
◆町内河川一斉清掃 ◆天竜川、片桐松川他 河川パトロール	・6月町内河川一斉清掃 実施時により 、原材料支給等します。 ・河川パトロールにより河川環境保全を行います。	
	担 当	建設水道リニア対策課

13_ごみゼロ運動の実施

〈現状・課題〉

区、自治会や各事業所によるごみゼロ運動の実施により、町内の景観悪化が免れています。しかし、根本的な問題解決のためには、継続した取り組みと幅広い年齢層による事業参加による町全体として対策をとる必要があります。

〈施策の方針〉

ごみゼロ運動を通じて「自分のごみは自分で持ち帰る」という意識の向上を図り、より良い環境づくりを推進します。

〈目標指標〉

ごみゼロ運動の実施団体数（単位：団体）		
数 値：	実績値（R5）	→ 目標値（R10）
説 明：	ごみゼロ運動実施計画書を提出いただいた団体とします。	

主要事業	事業概要	
◆ごみゼロ運動	・5月末から6月上旬の期間を目安に町内の区、自治会、各事業者などの団体による一斉行動を実施します。 ・広報活動やごみ処理などの活動を支援します。	
	担 当	住民税務課

第 3 部 資料編

SDGs と基本施策との関係

用語解説

※P は本文中で最初に記載されているページ

用語	P	解説
温室効果ガス		大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより気温上昇をもたらす気体の総称。京都議定書において削減対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素(CO ₂)・メタン(CH ₄)・一酸化二窒素(N ₂ O)・ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)・パーフルオロカーボン類(PFCs)・六フッ化硫黄(SF ₆)の6種類。
環境基準		大気の汚染、水質の汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの。
気候変動		全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。
再生可能エネルギー		太陽光や太陽熱、水力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)		再生可能エネルギーによって発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。フィードインタリフ制度(「Feed in Tariff」、略称:FIT)ともいわれる。
循環型社会		「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源の循環的な利用」、「適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
食品ロス		消費・賞味期限が切れた食品、売れ残り、食べ残しなど本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品。食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など様々な過程で発生。
3R(リデュース・リユース・リサイクル)		Reduce(リデュース:発生抑制)・Reuse(リユース:再利用)・Recycle(リサイクル:再生利用)の頭文字をとった言葉。2000(平成12)年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、①リデュース、②リユース、③リサイクル、④熱回収(サーマルリサイクル)、⑤適正処分の優先順位で廃

		棄物処理やリサイクルが行われるべきであると定められている われるべきであると定められている。
残さず食べよう！20・10 (にいまる・いちまる)運動		食品ロスを減らすため、外食の中でも食べ残しが多い宴会で、最初の 20 分間と最後の 10 分間に自分の席で料理を食べて、食べ残しをしないように呼びかける取組。 (※長野県では30・10運動を提唱していますが、松川町では独自に20・10運動を提唱しています。)
SDGs		Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。2015(平成 27)年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた 17 のゴール(目標)のこと。17 のゴールとゴールごとに設定された 169 のターゲットから構成される。 ○17 のゴール SDGs の目標のことで、内容は次のとおり。長期的なビジョンに近い。 ゴール1(貧困をなくそう) ゴール2(飢餓をゼロに) ゴール3(すべての人に健康と福祉を) ゴール4(質の高い教育をみんなに) ゴール5(ジェンダー平等を実現しよう) ゴール6(安全な水とトイレを世界中に) ゴール7(エネルギーをみんなに そしてクリーン) ゴール8(働きがいも経済成長も) ゴール9(産業と技術革新の基盤をつくろう) ゴール 10(人や国の不平等をなくそう) ゴール 11(住み続けられるまちづくりを) ゴール 12(つくる責任 つかう責任) ゴール 13(気候変動に具体的な対策を) ゴール 14(海の豊かさを守ろう) ゴール 15(陸の豊かさも守ろう) ゴール 16(平和と公正をすべての人に) ゴール 17(パートナーシップで目標を達成しよう) ○169 のターゲット SDGs の 17 のゴールごとに設定されている、ゴールよりも具体的な達成目標のこと。合計で 169 のターゲットがある。
脱炭素		地球温暖化の原因となっている炭素の排出を防ぐために、化

		石燃料からの脱却を目指すこと。
--	--	-----------------

環境審議会委員名簿

諮問・答申

策定経過

日 時	会 議 名
令和 6 年 8 月 6 日	環境審議会(第 1 回)

	第 5 次松川町環境基本計画の策定について(諮問)
	環境審議会(第 2 回)